



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2015年9月11日(金)

経理処理の留意点

覚えて便利 0.9779

約束は簡単だけど

講師料等の支払いや士業と言われる先生方への支払いは、手取りで約束される場合が良くみうけられます。

講演を頼み「それでは講演料は10万円です。よろしくお願いいたします」と言った時は概ね手取り10万円を想定してのやり取りとなります。

しかし手取りで約束された金額を支払った場合の経理処理は大変面倒なことになります。

何が面倒なのか

企業が講師料や士業と呼ばれる個人事業主への支払いをする場合は源泉徴収税額を徴収して、残りを支払うこととなります。

更に支払った10万円には消費税が含まれていることとなります。

そうなるとはたして経理上の講師料は幾らになるのか大変面倒です。

講師料10万円で計算してみましょう

経理上の講師料をAとしますと以下の算式が成り立ちます。

$$A \times 1.08 (\text{消費税}) - A \times 10.21\% (\text{源泉税}) = 10 \text{ 万円}$$

Aで括ると以下となります。

$$A (1.08 - 10.21\%) = 10 \text{ 万円}$$

よって

$$A = 10 \text{ 万円} \div (1.08 - 10.21\%)$$

括弧の中の数字が0.9779です。

$$A = 102,259.9447 \dots \dots \text{となります。}$$

講師料を102,260円とすると

$$\text{消費税は } 102,260 \times 8\% = 8,180 \text{ 円}$$

源泉所得税は

$$102,260 \times 10.21\% = 10,440 \text{ 円となります。}$$

経理処理は以下となります

講師料 102,260 現預金 100,000

仮払消費税 8,180 預り金 10,440

結論としては

手取りで約束された場合、手取り金額を0.9779で割った数字が経理上の経費金額です。しかしこれは源泉所得税が10.21%の場合です。因みに源泉所得税が20.42%の場合は0.8758で割った数字となりますのでご注意ください。

